

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の結果

令和8年5月

文部科学省科学技術・学術政策局

参事官（研究環境担当）付 研究公正推進室

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
特徴的な取組	・・・・・・・・・・	2
調査結果詳細		
1 岩手医科大学	・・・・・・・・・・	11
2 福島大学	・・・・・・・・・・	14
3 東京科学大学	・・・・・・・・・・	17
4 東洋大学	・・・・・・・・・・	20
5 横浜市立大学	・・・・・・・・・・	24
6 静岡県立大学	・・・・・・・・・・	27
7 愛知教育大学	・・・・・・・・・・	30
8 藤田医科大学	・・・・・・・・・・	33
9 神戸学院大学	・・・・・・・・・・	37
10 福岡歯科大学	・・・・・・・・・・	41
11 国立情報学研究所	・・・・・・・・・・	44
12 国立民族学博物館	・・・・・・・・・・	47
13 理化学研究所	・・・・・・・・・・	50
14 仙台高等専門学校	・・・・・・・・・・	53
15 島津製作所	・・・・・・・・・・	55
参考		
別添1-1 【研究機関向け】事前調査票①②	・・・・・・・・・・	58
別添1-2 (大学等)【研究者向け】事前調査票	・・・・・・・・・・	74
別添1-2 (大学等以外)【研究者向け】事前調査票	・・・・・・・・・・	80

はじめに

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)を策定し、各研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しているところである。

ガイドラインでは、研究活動における不正行為の事前防止について、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図ることを基本とし、各研究機関に対して、研究倫理教育の実施、研究データの保存・開示に関する規程の整備、組織としての責任体制の明確化等を求めている。研究活動における不正行為を防止するためには、これらの取組を適切に実施することが重要である。

文部科学省では、平成 28 年度から各研究機関における公正な研究活動の推進に関する取組状況を把握するため「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査を実施している。本調査は、研究機関を訪問し、当該研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認するとともに、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進させることを目的に調査を行うものである。

現地調査については、地域性、研究分野、過去の不正事案の有無等を考慮し、国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校及び企業の 15 機関を対象に、「研究倫理意識の醸成」「一定期間の研究データの保存・開示」「その他研究不正防止に向けた取組」「体制及び規程等の整備状況」の項目について実施した。

本報告書は、これらの調査結果をまとめたものであり、文部科学省においては、本調査の結果を踏まえ、ガイドラインにおける体制整備の推進方策に活用するとともに、各機関においては、これらの状況を把握し、自らの機関の状況に照らしてガイドラインを踏まえた体制を整備し、公正な研究活動を推進することを期待するものである。

特徴的な取組

令和7年度の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査については、直接、研究機関を訪問し、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進することを目的としている。

令和7年度は、地域や規模、研究分野の特性等を踏まえ、国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校及び企業の15機関を対象に実施したところであり、ここでは研究機関における種々の取組のうち、特に研究倫理教育や研究データの管理等に関する特徴的な取組を抽出した。具体的内容については、後述のそれぞれの研究機関の調査結果をご覧ください。

(1) 研究倫理教育の体制

- ・ 「情報・システム研究機構研究活動不正への対応に関する規程」に基づき、機構における公正な研究活動の推進について最終責任を負う最高管理責任者には機構長を、最高管理責任者を補佐し、機構における公正な研究活動の推進について実質的な責任と権限を有する統括管理責任者には研究を担当する理事を、本部あるいは各研究所及び施設における研究倫理に関する教育について責任と権限を有する研究倫理教育責任者には、本部においては研究を担当する理事を、各研究所・施設においてはその長を充てている。(国立情報学研究所、P44)
- ・ 「科学研究上の不正行為の防止等に関する規程」において、研究所における研究上の不正の処理に関する業務を統括する統括者として、法務統括本部長を充てている。また、研究倫理教育統括責任者にも法務統括本部長を充てている。その上で、各センター等に研究倫理教育責任者を置き、センターに在籍する職員等に対する研究上の不正防止に向けた具体的な指導・教育の取組に関する業務を統括することとしている。この他、センター長会議や、センター内においては研究室主宰者を対象とした会議を定期的開催し、研究倫理教育等研究倫理意識を醸成している。(理化学研究所、P50)
- ・ 国立高等専門学校機構の機構本部及び各高等専門学校における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として学校等責任者を置いており、研究者等に対する研究倫理教育について権限と責任を有する者として研究倫理教育責任者を置き、当該学校等の学校長等をもって充てている。これを踏まえ、各学校等で取り組む体制となっており、仙台高等専門学校では、研究・産学連携担当の副校長が研究を担当し、校長を補佐している。研究倫理教育等の実務は研究・産学連携推進センター及び企画室が実施している。(仙台高等専門学校、P53)
- ・ 国家プロジェクトの推進、支援を担う技術推進部は、内部統制を担当するグローバル内部統制部とも連携しつつ、公的研究費に関する不正防止計画等の推進も担当してい

る。(島津製作所、P55)

- ・ 部局における公正な研究活動について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者に、教育研究資金の適正な運営・管理に関する規則に定めるコンプライアンス推進責任者を充て、それぞれの部局において不正防止対策を主体的に実施し、その実施状況を統括管理責任者に報告しなければならないとしている。(東京科学大学、P17)
- ・ 最高管理責任者の下に全学的観点から不正防止計画を推進する研究活動不正防止対策推進委員会を置き、不正防止計画、研究倫理教育、コンプライアンス教育、不正行為があった場合の調査など様々な審議を行うこととしている。不正防止計画については、毎年度不正発生の要因に応じて、「管理運営体制」、「研究倫理上の不正行為防止」、「コンプライアンス上の不正行為防止」、「情報発信・共有化の推進」、「モニタリングの在り方」の5項目に基づいて策定している。(愛知学院大学、P30)
- ・ 最高管理責任者(理事長)、統括管理責任者(学長)及び研究コンプライアンス推進責任者(部局長)等からなる研究不正防止計画推進委員会を設置し、研究不正防止計画に基づく対応に関する報告や議論を行っている。研究不正防止計画の達成状況については、年1回、監事に報告を行い、意見を求めることで、第三者の視点を取り入れている。(横浜市立大学、P24)
- ・ 最高管理責任者に学長を、統括管理責任者に事務局長を、研究倫理教育責任者に学長が指名する者をもって充てている。また、理事長、常務理事、大学長及び短大学長、附属病院長、事務局長等で構成する「常任役員会」において、不正防止計画に係る教育及び啓発計画を協議のうえ、定めている。(福岡歯科大学、P41)
- ・ 若手研究者が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言を行う者としてリサーチメンターを置き、当該研究者が所属する学系の長又は学系の長が指定した者を充てている。(福島大学、P14)

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

- ・ 「研究費不正使用防止に係る活動計画」を定め、①コンプライアンス教育に関する説明会(公的研究費取扱説明会)の実施および受講結果報告、②研究倫理eラーニングコース(eL CoRE)の受講周知および受講状況の報告、の2点について、各学部の教授会および各学部の研究推進委員会等にて報告を行っている。特に未受講者については、本人・所属講座への通知に加え、教授会にて受講状況を報告のうえ注意喚起を行っている。(岩手医科大学、P11)
- ・ 集中的に受講を徹底する観点から、5年度単位で『研究倫理教育eラーニング受講年度』を設け、受講年度中に所属している研究者等全員は、eラーニングプログラム(eAPRIN)の指定するプログラムを修了することを、研究機関全体の実施計画において定めている。このほか、部局の構成員の研究特性に応じるべく、部局によっては学部等責任者が主導のもと、部局単位の実施計画を任意で策定・実施している。(神戸学院大

学、P38)

- 研究倫理教育については、eラーニング教材（eL CoRE）を使用しており、「福島大学における「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく公正な研究推進のための運用方針」において、研究者は採用時に受講し、その後は5年に一度受講するなど、学修時期、頻度を定めている。当該運用方針においては、役員、事務職員も就任時に受講することを定めている。（福島大学、P15）
- 大学全体で「研究活動上の不正防止計画」を策定するとともに、統括管理責任者が年1回、公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づくコンプライアンス教育と研究倫理教育の両方の内容を含む研修会をオンデマンド形式で開催しており、全教職員は3年に1回受講し、確認テストを提出することとしている。教材は大学が作成しており、不正認定された事案を取り上げるなど、教職員が理解を深めやすいように工夫している。（東京科学大学、P18）
- 研究者は年1回研究倫理教育を受講することとなっており、対象、時間・回数、実施時期、内容等については、不正防止計画に係る教育及び啓発計画に定めている。具体的には、大学の学内 Share Point において、外部の機関が提供する研修動画を学内限定で公開し、動画視聴後、Microsoft Forms で作成している理解度確認テスト受講を義務付けている。（福岡歯科大学、P41）
- eラーニングプログラム（eAPRIN）を使用しており、教員は3年に1回受講することとしている。受講科目は全学的に検討し、責任ある研究、公的研究費、ピアレビュー、安全保障輸出管理などの科目を設定している。加えて、年1回、全教員対象に、学外の有識者を招き、研究倫理・研究公正に対する意識を定期的に高めることを目的として、研究不正防止セミナーを実施している。（静岡県立大学、P27）
- eラーニング教材（eL CoRE）を団体登録して利用しており、研究者については、ログインIDを設定してメールで受講を案内し、受講状況の管理、内容理解度はログインIDに基づいて把握している。受講しない場合、翌年度の競争的研究費の申請・使用等を認めず、また、学内研究費の使用等も制限することにより、受講を徹底している。また、近年の査読における不適切な行為の防止の流れを踏まえて、（eL CoRE）の査読に関する項目も含めて毎年度学習することとしている。（愛知教育大学、P30）
- 令和7年度においては、情報・システム研究機構が利用しているeラーニングシステム上で、機構が外部に依頼し、作成した教材を学習することとしており、受講認定要件として、研修動画視聴後の理解度テストに8割以上（10問中8問以上）正答することに加え、確認書の提出を求めている。受講対象者の受講状況をeラーニングシステムにより管理しており、未受講者及び理解度チェックテストの正答率が8割に達しなかった者については受講認定せず、外部資金の種類や金額の多寡を問わず、応募制限ならびに交付申請に相当する手続きを制限している。（国立情報学研究所、P45）
- eラーニング教材（eL CoRE）を使用しており、入所時と、5年ごとに受講すること

としている。公的研究費の適正な使用については独自教材の e ラーニングを作成しており、また管理職向け必須 e ラーニングの中に、研究不正・研究費不正についても組み入れている。この他、研究倫理セミナーを毎年開催しており、セミナーのテーマには研究費など様々なテーマの中から毎年テーマを定め、研究公正等について意識の醸成に努めている（理化学研究所、P50）

- ・ 技術推進部において、公的研究費に関係する研究者及び研究支援人材に対し、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの内容や、過去の不正事例、知的財産等に関する社内規程、研究データの保管等についてまとめた、独自の e ラーニング教材を用いて実施しており、年 1 回の受講を求めている。（島津製作所、P55）
- ・ 例えば臨床研究等従事者では、e ラーニングプログラム（eAPRIN）の医学研究者コースの中で「ピアレビュー」あるいは「責任ある研究者の行為」などの科目の受講を求めると、分野等に応じて設定されたコースの中で、査読者としての姿勢等に関する科目も受講することとされている。（横浜市立大学、P24）
- ・ 国立高等専門学校機構が実施する「産学連携活動セミナー」においては、教員・産学連携担当職員向けの研修として、研究不正、利益相反、知的財産、研究インテグリティなど、研究者の倫理・コンプライアンス等に関する動向についての講演等を行っており、このことについて、学内で受講対象者に対し周知した。この他、機構本部から展開される研究公正、研究倫理教育に関する通知等について、学内のポータルサイト等を活用して周知を図った。（仙台高等専門学校、P54）

（3）学生に対する研究倫理教育

- ・ 研究科においては、e ラーニングプログラム（eAPRIN）の修了を学位申請の必須条件とするとともに、研究科ごとにオリエンテーション、ゼミ等の機会において、分野の事情に応じた研究倫理教育を行っている。（横浜市立大学、P25）
- ・ 基本的には授業を通じて、研究に関する倫理について教育した上で、各研究室を中心に担当教員が論文作成時の注意や盗作など研究不正を行わないための指導を行っている。大学院ではディプロマポリシーに「研究倫理について十分に配慮できる能力」を掲げるとともに、引用等の指導を徹底している。（静岡県立大学、P27）
- ・ 新入生ガイダンス等において、「研究活動における不正行為の防止について」を配布することにより、研究活動における不正行為の概略を説明するとともに、日本学術振興会の研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」や e ラーニング教材（eL CoRE）などを紹介し、受講等を促している。特に大学院 1 年生に対しては受講を促すため、大学として日本学術振興会に（eL CoRE）の利用について団体登録を行った上で、学内の学生サイト（学務ネット）を通じて、対象者に受講を通知している。（愛知教育大学、P30）

- ・ 「藤田医科大学における公正な研究の推進に関する規程」に基づき、研究に携わる学生も研究者として定義し、研究者と同様にコンプライアンスセミナーを受講することとしている。また、学部生、大学院生ともに、研究室配属時には、研究者が受講する「研究倫理セミナー」、eラーニングプログラム（eAPRIN）の受講を課している。（藤田医科大学、P35）
- ・ 総合研究大学院大学の学生のうち、特別研究員奨励費代表者となっている者に対しては、研究者と同様、eラーニング教材（eL CoRE）の受講対象とするとともに、毎年度、人間文化研究機構において研究活動に従事する研究者が研究を行う上で不可欠な研究倫理を理解、習得するための研究倫理研修を受講することとしている。それ以外の学生については、総合研究大学院大学が入学年度に開講するフレッシュマンコースにおける講義の中で、研究者としてまず身につけるべき倫理性、研究者の社会的責任について学習させるとともに、研究活動における不正行為など、研究者を目指すすべての人が知っておくべきテーマについて教育を行っている。（国立民族学博物館、P48）
- ・ 学生に対しては、実験・実習科目のレポート作成時に文献引用、不適切行為防止に関する指導を適宜行う他、卒業研究や専攻研究において、適切な研究の遂行、論文執筆についても指導をしている。また、技術者倫理、関係法令の知識及び法令順守に関係した授業科目も開設し、実践的な技術者になるような教育も実施している。（仙台高等専門学校、P54）

○ 研究室等における研究倫理教育に関する取組

- ・ 各部局において研究倫理に関する教育を実施しており、医学部、医学研究科では、学部段階では、研究室配属前にeラーニング教材（eL CoRE）の受講を義務付けるとともに、「医学研究リテラシーⅠ」及び「医学研究リテラシーⅡ」の授業において研究倫理に関する手続きの重要性などを説明している。大学院では、必修科目「研究方法論」「ベーシックセミナー」での倫理教育（複数コマ）に加え、（eL CoRE）の受講を講義の中に組みこんでいる。（岩手医科大学、P12）
- ・ 理工系の学部において、研究室配属前の第5 Semesterに、学類3年生の必修科目において、「研究活動に関わる安全と倫理」というタイトルで講義及び小テストによる確認を行うなど、学類生に対しても、各学類において、授業等の機会を活用して教育を行っている。（福島大学、P15）
- ・ 全学的な教育に加えて、医療科学部・医療科学研究科においては、学部では各分野内で「卒業研究」及び大学院では「特別研究」の授業において、レポート作成・引用の作法について指導しているなど、部局において個別に研究活動における不正行為、生命倫理を含む研究倫理等について教育を行っている。（藤田医科大学、P35）
- ・ 大学院生に対しても、eラーニングプログラム（eAPRIN）の受講を求めている。また、例えば薬学部では研究室配属の学生のうち、病院での臨床研究に参加する者は、研究開

始前に、(eAPRIN)を修了させている。また、人文学部では、教員によっては、学部学生1年次前期の「人文入門演習」で用いる補助教材に不正防止(盗用等)に関する事項を含め、あるいは、学部学生4年次後期の「卒業研究演習II」で、論文特有の形式と構成を学習する際、ゼミの指導教員が学生に対し、剽窃を行ってはならないことを指導しているなど、部局によっては、授業等を通じて研究倫理教育が実施されている。(神戸学院大学、P38)

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

○ 研究データの保管・管理のルール及び体制整備

- ・ 研究レポート、各種計測データ等の確認などとともに、実験ノートなどは個人の私的記録ではなく、各研究者等が適切に管理するものであって、その記載及び管理の方法に関し指導を徹底することなどを研究者の責務として位置づけている。その上で、研究データの保存等については、文書等は原則10年、実験試料、標本等の「試料」及び装置等については原則5年保存することなどを規定している。(静岡県立大学、P28)
- ・ 研究データの具体的な取扱方法として、生データはなるべく電子データで、passwordを用いて研究室共有のハードディスクあるいはクラウドに保存し、修正記録が残るよう保存している。また、研究者の異動、退職に際し、監督者は、紙や電子などの記録媒体に複写をとる等の方法により保管する、あるいは、研究データの所在を確認し追跡可能とすることとしている。(岩手医科大学、P12)
- ・ 研究データのうち資料(文書、数値データ、画像等)については、論文発表後10年間保存し、試料(実験試料、標本)や装置等については5年間保存することとしている。また、電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により、再利用可能な形で保存しなければならないとの規程も設けている。なお、同規程においては、学部等責任者の責務の中に、学部等における研究データの保存に関する規程も含まれている。(神戸学院大学、P39)
- ・ 研究データは基本的に会社で保存するとともに、文書廃棄基準において、技術ノート及び技術資料(社内で研究の意義、内容、データなどをまとめた資料)、設計資料等の保存期間を定めている。また、試料、試薬等については、プロジェクトの管理等の観点から、プロジェクトの試験研究費により購入した場合はプロジェクト終了時に廃棄することとしており、保存等が必要な場合は試験研究費以外の経費で購入し、管理職が維持、廃棄を決定している。(島津製作所、P56)

○ 研究データ等の保存(GakuNin RDM、クラウド等の利用)

- ・ 研究データの保存のため、研究データ管理サービス「GakuNin RDM」(一人当たり100GB利用可能)を運営・利用している。また、研究所が契約するGoogle Drive(一人当た

り 50GB 利用可能) を割り当てるとともに、研究室、研究センター等のプロジェクト、研究チーム等の単位で利用する共有ドライブとして、申請に応じて割り当てている(初期割り当ては 100GB)。(国立情報学研究所、P46)

- ・ 人間文化研究機構としては、研究データ等の管理コストは研究者自身が負担するという考え方である一方で、従前より研究データ管理サービス「GakuNin RDM」を利用している。(国立民族学博物館、P48)
- ・ 研究データについては、研究所として、BOX というストレージに保存できるようにしており、ファイル履歴管理、アクセス権、編集権などに制限を設けている。このように、研究データの保管先のサーバー等を用意しているため、そちらに保存することも可能となっている。(理化学研究所、P51)

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

○ 研究不正防止を推進するため取組

- ・ 研究活動における不正行為の未然防止を目的とし、「岩手医科大学における研究不正を防止するためのチェックリスト」を定めた。当該チェックリストは、「研究開始前」、「研究中および研究成果公表時」、「研究結果公表終了を含む研究終了後」の3段階において規程の遵守状況、研究室での行動等、研究活動全体における自己点検を促すツールとして幅広くチェック項目を設けており、研究者個人だけでなく、所属部局としての管理責任を果たすための補助資料としても活用可能となっている。(岩手医科大学、P13)
- ・ 大学院生に対しても論文投稿前に事前チェックシートの提出を求め、投稿前の剽窃チェック、あるいは、投稿先が粗悪学術誌でないことの確認などをチェック項目としている。(横浜市立大学、P25)
- ・ 研究成果を発表する際は、「研究成果発表前チェックリスト」に基づき、研究者自身が内容を確認した上で、研究室主宰者に成果発表の承認を得る。発表後には業績登録システムにて登録することとなっている。(理化学研究所、P52)
- ・ 国立情報学研究所情報セキュリティポリシーを構成するガイドラインの一つとして、令和7年5月に「生成AI利用者ガイドライン」を策定し、適切な利用と倫理的配慮(著作権の侵害や虚偽情報の流布などは不適切な利用であり、利用者の責任となることなど)、データ入力に際して注意すべき事項(個人情報の取り扱いなど)、生成物の利用に際して注意すべき事項(生成物を用いるときは、内容の正確性を確認しなければならないことなど)を定めている。(国立情報学研究所、P46)
- ・ 業務利用の範囲での生成系 AI 使用については、「国立高等専門学校機構業務利用における生成AIシステム利活用ルール」を定めている。(仙台高等専門学校、P54)
- ・ 「東洋大学研究倫理規程」では、研究者は、他人の研究論文等の査読、その他研究業績の審査にあたる場合は、被評価者に対して予断を持つことなく、当該審査基準等及び自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならないとしており、査読等に携わる

姿勢についても明文化している。(東洋大学、P21)

- ・ 令和2年及び3年度に実施した研究倫理教育FD講演会において、研究倫理教育責任者からオーサーシップ及び責任著者と共著者の責任について教育を実施し、令和5年度以降は映像教材の中でオーサーシップ等について説明するなど、査読に関連する教育も実施している。(福岡歯科大学、P42)
- ・ 研究活動における不正行為、研究費の不正防止を啓発するポスターを作成するとともに、学内広報誌(月報ふじた)に当該ポスターを含めて掲載し、周知を図っている。(藤田医科大学、P36)
- ・ 「研究データ管理・利活用」ポータルサイトを設置し、福島大学のオープンサイエンスを促進する観点から、論文のオープンアクセス化や研究データの管理・公開について、基本的な考え方を定め、周知している。(福島大学、P16)
- ・ 大学または他の大学における、研究活動における不正に関する事例を取り上げ、四半期に一度、部局長等連絡会の場で不正事例として紹介し、各部局長が部局内構成員に周知するとともに、学内の Slack、HP 掲載により、全教職員に対し周知を行うことにより、啓発活動を行っている。(東京科学大学、P19)
- ・ 「研究者のための不正防止必携ガイド」のリーフレットや、競争的研究費等の使用に関する本学内のマニュアルである「神戸学院大学競争的研究費等執行ハンドブック」内に、研究費に関する不正だけでなく、研究活動上の不正行為の防止に関する注意事項、関連規程等に係る説明を掲載している。(神戸学院大学、P39)
- ・ 共同研究等において、論文を執筆する場合もあるが、上司が認めた業務の場合のみ可能としており、発表する場合も、「技術事項社外発表要領」により、発表内容の点検が定められている。また、業務手続集において引用や転載についても規定しており、論文を執筆する場合も不正行為が行われないようチェックする体制、規則等を整備している。(島津製作所、P57)
- ・ 公的研究費の管理に関するコンプライアンス教育と研究倫理教育をあわせて不正防止計画に係る教育及び啓発計画に位置付けるなど、公的研究費の適切な管理に関する取組とも連携して実施している。(福岡歯科大学、P42)
- ・ 全教員に対し、年1回、研究インテグリティに関する誓約書の提出を求めている。当該誓約書は、研究活動における不正行為、国内外の機関・企業からの研究資金等に関する手続き、研究データ管理に関する透明性など、研究活動全般に対する確認書となっている。(静岡県立大学、P28)

○ 研究公正に関する組織等の整備

- ・ 東京工業大学、東京医科歯科大学の統合により、不正行為の定義、調査の進め方などを含め、両大学の規程等のほか、研究倫理教育の進め方等についてもすり合わせを行い、

東京科学大学としての体制を整備している。(東京科学大学、P19)

- ・ 研究者だけでなく、研究支援人材(事務職員)に対しても、eラーニング教材(eL CoRE)の受講を促している。自主的な受講としているが、特に研究費の執行管理・発注等を行う職員は受講を推奨しており、事務職員は修了証により受講を把握している。(愛知教育大学、P32)

○ 研究成果の発表等に関するデジタルの活用

- ・ 情報連携学部・情報連携学研究科独自の取組として、INIAD AI-MOPなどの、生成AIを安全に利用する環境の構築を行っている。INIAD AI-MOPでは、slack等を介して生成AIを利用しており、ベンダー側の学習に履歴を利用されないよう配慮するなど、学生が安全に生成AIを利用し、学びを深めることができるようになっている。(東洋大学、P21)
- ・ 令和元年度より、剽窃チェックツール「iThenticate」を導入しており、学術論文や記事等を投稿する際および博士論文の事前確認に使用している。特に博士論文の事前確認は必須としている。また、令和7年4月より、「iThenticate」のAIライティング検知機能も導入している。(藤田医科大学、P36)
- ・ 人間文化研究機構において、剽窃チェックツール「iThenticate」を導入して、研究者が論文等の剽窃チェックを行える環境を整えており、例えば、国立民族学博物館が発行する学術誌に投稿された論文は必ず剽窃チェックを行うなどの場面で活用している。(国立民族学博物館、P49)

○ 研究機関の研究紀要に関する取組

- ・ 大学院担当教員・院生・修了生が投稿することができる大学院紀要では、投稿前に研究倫理の対応状況について、チェックリストを用いて確認を行っている。(東洋大学、P21)
- ・ 部局単位で紀要等を刊行しており、個別に編集委員会等を設けている。例えば、法学部の紀要「東洋法学」を刊行する東洋大学法学会では、刊行物出版委員会において、委員会の運営や委員長の判断に更なる明確化と透明性が求められている状況を踏まえ、マニュアルを整備し、東洋大学法学会の目的・組織、掲載手続、編集作業、転載承諾や二次掲載を含む業務運営、規約・規定等を明文化している。(東洋大学、P21)
- ・ 研究出版委員会が「国立民族学博物館研究報告」等の投稿規程・執筆要領・査読要領等を定めている。研究出版物の発行に際しては、各専門部会(研究報告等編集部会、民博通信専門部会、TRAJECTORIA 専門部会)、研究出版委員会及び刊行物審査委員会による三重のチェック体制をとっている。(国立民族学博物館、P49)